

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策 新旧対照表

R5.2.6改訂

現行	改正後
<p><u>1. 福島県医療ひっ迫警報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2. 感染拡大防止のための基本対策</u></p> <p>(1) 一人ひとり基本的な感染対策を徹底すること。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 新型コロナワクチンの接種を検討すること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【事業者の皆さまへ】</b></p> <p>&lt;全ての事業者の皆さまへ&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;イベント等を開催する事業者の皆さまへ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月25日以降に開催されるイベントは、以下のとおり実施すること。</li> <li>○5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出すること。</li> <li>○上記イベント開催後は「結果報告書」を提出すること。</li> <li>○上記以外のイベントについては、イベント主催者において感</li> </ul>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1. 感染拡大防止のための基本対策</u></p> <p>(1) 一人ひとり基本的な感染対策を徹底すること。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 新型コロナワクチンの接種を検討すること。</p> <p>(略)</p> <p><b>【事業者の皆さまへ】</b></p> <p>&lt;全ての事業者の皆さまへ&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;イベント等を開催する事業者の皆さまへ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月25日以降に開催されるイベントは、以下のとおり実施すること。</li> <li>○5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施する場合は、「感染防止安全計画」を開催2週間前までに提出すること。</li> <li>○上記イベント開催後は「結果報告書」を提出すること。</li> <li>○上記以外のイベントについては、イベント主催者において感</li> </ul>

染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表を行うこと。

(詳細は、8ページ「(3) イベント等に関する協力依頼」をご覧ください。)

### 3. 基本的な対応方針

#### (3) イベント等に関する協力依頼

ア イベントの開催制限の目安等 (別紙2～4を参照願います。)

##### ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

(参加人数5,000人超かつ収容率50%超)

人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。

大声ありと大声なしのエリアを明確に区分する場合は、大声ありのエリアの収容率上限を100%、大声なしのエリアを上限50%とする。(大声ありと大声なしのエリアが明確に区分されていない場合は除く)

##### ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50% (大声あり) 又は100% (大声なし)とする。

大声ありと大声なしのエリアを明確に区分する場合は、大声ありのエリアの収容率上限を100%、大声なしのエリアを上限50%とする。

染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等での公表を行うこと。

(詳細は、11ページ「(3) イベント等に関する協力依頼」をご覧ください。)

### 2. 基本的な対応方針

#### (3) イベント等に関する協力依頼

ア イベントの開催制限の目安等 (別紙2～4を参照願います。)

##### ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

(参加人数5,000人超かつ収容率50%超)

人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。

(削除)

##### ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とする。

(削除)

なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれかの場合についても、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」

\_\_\_\_\_など基本的な感染防止策が講じること。

#### イ 留意事項

収容定員が設定されていない場合（※）で、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔を確保し、大声なしのイベントは人と人との触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

※例：地域の行事やお祭り等

【別紙1】

(略)

【別紙2】

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、

なお、この場合、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれかの場合についても、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。

#### イ 留意事項

収容定員が設定されていない場合（※）で、多数の出演者が参加するイベントの開催に当たっては、地域の感染状況や、過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。

※例：地域の行事やお祭り等

【別紙1】

(略)

【別紙2】

(表内の表記一部修正)

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、

上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

(注4) \_\_\_\_\_安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

(注5) 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ50%(大声あり)・100%(大声なし)

(注6) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注7) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

#### 参考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和4年11月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

【別紙3】

上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

(削除)

(注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

#### 参考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和5年1月27日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

【別紙3】

参考資料：

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和4年11月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

【別紙4】

(略)

(表内の表記一部修正)

参考資料：

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和5年1月27日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

【別紙4】

(略)